

令和元年度 第1回五霞町総合教育会議次第

日 時 令和元年8月28日(水)
午前10時30分から
場 所 五霞町中央公民館 3階 青少年研修室

1 開 会

2 挨 拶

3 議 題

(1) 五霞町立学校のあり方について

①大洗町・河内町の学校視察の報告について

②五霞町立学校のあり方検討について

③五霞町立学校のあり方検討の今後のスケジュールについて

(2) その他

4 閉 会

① 大洗町・河内町の学校視察報告

- 1 日程 令和元年6月25日(火)
 10:00～11:40 大洗町立南小学校
 大洗町立南中学校
 14:00～15:00 かわち学園 義務教育学校
- 2 出席者 千葉教育長，増田教育長職務代理者，小村委員，石塚委員，石垣委員事務局（猪瀬次長，内田主幹，篠崎副主幹）

【参考】

令和元年5月現在

町名	人口	世帯数	面積	学校数
大洗町	16,826人	7,552世帯	23.74km ²	小学校 2校 中学校 2校
河内町	8,863人	3,383世帯	44.30km ²	義務教育学校 1校
五霞町	8,562人	3,244世帯	23.11km ²	小学校 2校 中学校 1校

平成30年度

学校名	児童生徒数	学級数	備考
大洗小学校	478	16	
大洗第一中学校	282	9	
大洗南小学校	247	11	
大洗南中学校	146	6	
計	1,153		
かわち学園	492	18	
計	492		
五霞東小学校	219	7	
五霞西小学校	146	6	
五霞中学校	183	6	
計	548		

2 ページから 5 ページまでは、視察先
内部資料のため公開は控えさせていただきます

② 五霞町立学校のあり方検討について

(1) 検討・審議方法について

案1 検討委員会を設置し、検討委員会で検討し作成した複数のランドデザインを総合教育会議において検討・審議し方向性を決定

※ 総合教育会議は、年2回開催を予定しているが、来年度は3回開催し審議・決定を行う

案2 検討委員会及び審議会を設置し、検討委員会で検討し作成した複数のランドデザインを検討・審議し方向性を教育長へ答申

案3 検討委員会を設置し、検討委員会のみで方向性を決定

(2) 検討委員会の設置時期について

9月に全員協議会にて報告後10月予定

(3) 検討委員会の開催時期等について

10月開催から3か月毎に5回程度を想定

(4) 住民アンケートの実施について

検討委員会において、総合計画のアンケート結果をもとに、住民アンケート項目を検討し実施予定

(5) 総合教育会議への報告

総合教育会議開催時に、進捗状況等の報告を行う

(6) 方向性決定時期について

令和2年度末に決定予定

【審議会なし】 案1、案3

五霞町学校のあり方検討委員会設置要綱 (案)

(趣旨)

第1条 この告示は、町における児童生徒数の推移を踏まえ、町立学校の将来を展望した学校のあり方について、幅広い見地から検討するため、五霞町学校のあり方検討委員会（以下「検討委員会」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は、学校の適正規模、適正配置等について協議し、五霞町教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提言するものとする。

(検討委員の構成)

第3条 検討委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 前項の委員は、次の事項に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 町議会議員
- (3) 小中学校の教職員
- (4) 町内に存する特定教育・保育施設（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項に規定する特定教育・保育施設という。）の職員
- (5) 小中学校に在籍する児童又は生徒の保護者
- (6) 町内に存する特定教育・保育施設に在籍する児童の保護者
- (7) 前各号に掲げるもののほか教育委員会が必要と認める者

3 委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、当該検討事項に係る検討が終了したときまでとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、検討委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長が互選される前に招集する会議は、教育長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 議長は、会議において必要と認めるときには、委員以外の者に対し、その出席を

求め、意見を聴取し、又は必要な資料等を提出させることができる。

5 会議は、原則公開とする。ただし、委員の申出があれば、会議に諮り、公開しないことができる。

6 会議の議事録は、検討委員会の承認を得て公開するものとする。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

【審議会あり】 案2

五霞町学校のあり方検討委員会設置要綱 (案)

(趣旨)

第1条 この告示は、町における児童生徒数の推移を踏まえ、五霞町立学校の将来を展望した学校のあり方について、幅広い見地から検討するため、五霞町学校のあり方検討委員会（以下「検討委員会」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は、学校の適正規模、適正配置等について協議し、五霞町学校のあり方審議会（以下「審議会」という。）に建言するものとする。

(検討委員の構成)

第3条 検討委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 前項の委員は、次の事項に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 町議会議員
- (2) 小中学校の教職員
- (3) 町内に存する特定教育・保育施設（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項に規定する特定教育・保育施設という。）の職員
- (4) 小中学校に在籍する児童又は生徒の保護者
- (5) 町内に存する特定教育・保育施設に在籍する児童の保護者
- (6) 前各号に掲げるもののほか教育委員会が必要と認める者

3 委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から当該年度の3月末までとし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、検討委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長が互選される前に招集する会議は、教育長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 議長は、会議において必要と認めるときには、委員以外の者に対し、その出席を求め、意見を聴取し、又は必要な資料等を提出させることができる。

5 会議は、原則公開とする。ただし、委員の申出があれば、会議に諮り、公開しないことができる。

6 会議の議事録は、検討委員会の承認を得て公開するものとする。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

③ 五霞町立学校あり方検討の今後のスケジュールについて

【案1】 五霞町立学校のあり方検討スケジュール

		令和2年度																							
		令和元年度																							
		8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
総合教育 会議	【総合教育 会議】 ・あり方検討 委員会の協 議													【総合教育 会議】 ・進捗状況 報告							【総合教育 会議】 ・方向性決 定				
議会	【議会】 ・あり方検 討につい て報告														【議会】 ・進捗状況 報告							【議会】 ・進捗状 況報告			
あり方検 討委員会	あり方検討委員会設置 要綱作成			【第1回】 検討委員会									【第2回】 検討委員会									【第3回】 検討委員会			
あり方検 討委員会				・現状説明 ・これまで の話し合い等 経緯説明 ・アンケート 実施検討									・アンケート 結果精査 ・アンケート 結果の住民 周知の方法 検討									・アンケート 結果を踏 まえ複数の アンケート 作成			
意見聴取																									
公表																									
		五霞町公式HP、広報ごかにて検討会の議事録公表												五霞町公式HP、広報ごかにて検討会・審議会の議事録公表											

【案2】 五霞町立学校のあり方検討スケジュール

		令和2年度																							
		令和元年度																							
		8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
総合教育 会議	【総合教育 会議】 ・あり方検討 委員会の協 議													【総合教育 会議】 ・進捗状況 報告						【総合教 育会議】 ・審議結 果報告					
議会	【議会】 ・あり方検 討について 報告								【議会】 ・あり方 審議会設 置条例案 の提案						【議会】 ・進捗状況 報告						【議会】 ・審議結果 報告				
あり方審 議会										【第1回】 審議会 ・あり方 検討委員 会の進捗 状況確認 ・あり方 検討委員 会への助 言								【第2回】 審議会 ・グランド デザイン 選考		【第3回】 審議会 ・最終決定 教育長へ 答申					
あり方検 討委員会				【第1回】 検討委員 会									【第4回】 検討委員 会			【第5回】 検討委員 会									
意見聴取													・アンケート 結果精査 ・アンケート 結果の住 民周知の 方法検討												
公表																									
		五霞町公式HP、広報ごかにて検討会の議事録公表												五霞町公式HP、広報ごかにて検討会・審議会の議事録公表											

【案3】五霞町立学校のあり方検討スケジュール

		令和2年度																				
		令和元年度																				
		8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
総合教育 会議	【総合教育 会議】 あり方検討委員会の協議																					
	【総合教育 会議】 あり方検討委員会の協議																					
議会	【議会】 あり方検討について報告																					
	【議会】 あり方検討について報告																					
あり方検討 委員会	【第1回】 検討委員会																					
	【第2回】 検討委員会																					
意見聴取	【第3回】 検討委員会																					
	【第4回】 検討委員会																					
公表	【第5回】 検討委員会																					
	【第5回】 検討委員会																					
		住民説明会・住民懇談会開催																				
		五霞町公式HP、広報ごかにて検討会の議事録公表																				
		五霞町公式HP、広報ごかにて検討会の議事録公表																				

五霞町学校のあり方審議会設置条例 (案)

(趣旨)

第1条 この条例は、社会の変化や生徒の多様化に対応した教育内容の一層の改善及び充実と、町における児童生徒数の推移を展望した町立学校の規模と配置の適正化など、今後の町立学校のあり方について審議するため、五霞町学校のあり方審議会(以下「審議会」という。)の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 審議会は、五霞町教育委員会教育長(以下「教育長」という。)の諮問に応じて、五霞町学校のあり方検討委員会の提案について検討及び審議し、その結果を教育長に答申する。

(委員の構成等)

第3条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 前項の委員は、学識経験のある者などから、教育長が委嘱し、又は任命する。

3 委員は、非常勤特別職として任用し、報酬を支給することとする。

4 委員の報酬等については、五霞町特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例によるものとする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了したときまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、教育長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 議長は、必要があるときには関係者に対し、その出席を求め、意見を聴取し、又は必要な資料等を提出させることができる。

(記録)

第7条 審議会は、次に掲げる事項を記録し、保管しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 出席した委員の氏名

(3) 議事の経過の概要及び結果

(4) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認めた事項

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

2 教育委員会事務局が処理する庶務は、次の各号とする。

- (1) 審議会の運営に関する会計事務
- (2) 審議会議事に関する書記事務
- (3) 審議会議事に関する資料の収集及び提示
- (4) 前各号に掲げるもののほか、会長が処理を依頼した事項

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

五霞町総合教育会議設置要綱

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4第1項の規定に基づき、町の教育に資するため、五霞町総合教育会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議は、次に掲げる事項の協議及び事務の調整を行う。

- (1) 町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定に関すること。
- (2) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策に関すること。
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置に関すること。

(構成)

第3条 会議は、町長及び教育委員会をもって構成する。

(会議)

第4条 会議は、町長が招集し、町長が会議の議長となる。

- 2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、町長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。
- 3 会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

(意見聴取)

第5条 会議は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるとき、その他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

(議事録)

第7条 町長は、会議の終了後、遅滞なくその議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。ただし、前条ただし書に規定する場合にあっては、公表しないことができる。

(事務局)

第8条 会議の事務局を総務課に置く。ただし、教育委員会に補助執行させることができる。

(その他)

第9条 この訓令に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、総合教育会議が別に定める。

附 則

この訓令は、平成27年8月26日から施行する。

五霞町総合教育会議の構成員

(平成31年4月1日現在)

役 職 名	氏 名
五霞町長	染 谷 森 雄
五霞町教育長	千 葉 道 子
五霞町教育委員	増 田 清
五霞町教育委員	小 村 隆 宜
五霞町教育委員	石 塚 和 実
五霞町教育委員	石 垣 洋 子

事務局

所 属 名	氏 名
総務課長	山 中 一 郎
教育委員会次長	猪 瀬 英 子
総務課広報戦略グループリーダー	鳩 貝 浩 之
教育委員会学校教育グループリーダー	内 田 将 裕
総務課広報戦略グループ副主幹	曾 我 俊 之
教育委員会学校教育グループ副主幹	篠 崎 憲 一